

## カンボジア（第2階層監視リスト Tier 2 Watch List）

カンボジアは、商業的性的搾取や強制労働の目的で人身売買される男性、女性および子どもの送出国であり中継国であり受入れ国である。

成人女性や少女は、家事使用人としての搾取的労働や強制売春の目的でタイおよびマレーシアに売り渡されている。男性は、職を求めてタイやマレーシアに入国して漁業、建設、農業で強制労働という状況下におかれている。マレーシアから送還されてきたカンボジア人男性および女性が、カンボジアの労働者斡旋業者の助けによってマレーシアに就労のため入国した後に強制労働を経験したと報告している。

カンボジアの子どもたちはタイやベトナムで物乞いをしたり、路上でキャンディーや花を売ったり、靴磨きをしたりして働くために売られている。親が子どもを、物乞いをする奴隷として、商業的性的搾取のために売春宿に、または家事奴隷として売り渡すこともある。カンボジア国内で、子どもたちは、物乞い、くず拾い、塩の生産、レンガ作り、石切りのために人身売買される。カンボジアにおいて、性的目的の人身売買の女性被害者の多くはベトナム人であり、中にはベトナムで生まれた者もいる。カンボジア人およびベトナム人女性と子どもの買春宿やカラオケバーにおける強制売春目的の人身売買は、地方からプノンペン、シェムリアップおよびシアヌークヴィルという都市部へというルートでカンボジア国内でも起こっている。

NGO およびメディアの報告によれば、少数民族、ベトナム人女性、および、少女の性的搾取目的の国内における人身売買の問題が激増している。処女との性交のために800-4,000US ドルを払う外国人（多くはアジア人）およびカンボジア人男性がいるために、カンボジアでは処女の少女の売買が引き続き問題である。

アジア人男性が幼年の処女との性交目的でカンボジアに旅行しているとの報告が増加しており、カンボジアは子ども買春目的の外国人観光客の目的地とされている。国際結婚斡旋によって台湾に渡ったカンボジア人女性が強制売春および強制労働を強いられた例もある。

カンボジア政府は人身取引を削減するための最低限の基準を完全に満たしていない。しかし同国は、そのために著しい努力をしている。これらの努力にもかかわらず、政府は、人身取引犯（共犯者の役人を含む）を有罪とし科刑し、被害者を保護することにおいて、何ら改善したという証拠を示していない。したがってカンボジアは第2階層監視リスト(Tier 2 Watch List)とする。

2008年2月に人身取引撲滅の規定を含む人身取引・商業的性的搾取取締法を施行してからこの1年間において、カンボジア政府は12人の人身取引犯を有罪とし71件の訴追を開始した。これは前回の報告期間に52人の有罪者があったことと比べると著しく少ない。また政府は、カンボジアにおける人身取引関連の腐敗が蔓延しているにもかかわらず、人身取引関連の共犯に関わっている役人を訴追し有罪とすることをしなかった。今回の報告期間において被害者を保護し支援する努力に改善は見られず、被害者は人身売買された結果としての行為（売春を含む）によって勾留され、刑を受け続けている。さらには2008年に、売春をした女性が警察や社会福祉・退役軍人・少年更生省の役人によって勾留され、身体的に虐待されたという報告も受けている。

カンボジアに対する勧告:2008年2月に施行された人身取引取締法の執行を強化するよう、法執行官および政府役人を訓練すること、人身取引犯の訴追、有罪判決および処罰件数を著しく増やすこと、人身取引の共犯者である役人を訴追し、有罪とし処罰する努力を著しく改善すること、詐欺による募集方法によって人身取引を誘因したとして労働者斡旋業者に刑事罰を科すこと、政府機関間、特に人身取引問題に取り組んでいる政府の役人と法執行官の間の協力及び協働を改善すること、売春行為によって逮捕された外国人女性および子どものような脆弱なグループの中から積極的に人身取引の被害者を判別する努力を増やすこと、被害者が人身売買された直接の結果としての行為によって逮捕されたり、勾留されたり、処罰されたりしないよう措置をとること、カンボジア人およびアジア人旅行者の性産業への需要の削減を目的とする一般社会への啓発キャンペーンを行うこと。

## 訴追

昨年1年間におけるカンボジア政府の人身取引撲滅のための法施行の努力は偏ったものであった。2008年2月の人身取引・商業的性的搾取取締法は多くの犯罪を網羅していて、犯罪を規定する30条のうち12条が人身取引罪について明記している。また、この法律はあらゆる形態の人身取引を禁止し、強かんなど他の重大罪に対する罰に匹敵する十分に厳しい刑罰を規定している。この新法の下、本報告期間において政府は人身取引犯の71件の訴追を開始した。新法は広範にわたる犯罪を網羅しているため、政府の役人は人身取引罪にかんする規定と、売春、ポルノグラフィや子どもにたいする性的虐待など人身取引ではない犯罪にかんする規定の区別ができていないように見受けられる。結果として、法執行は売春関連の犯罪に焦点がしぼられ、多くの警察、裁判所および政府役人は、同法の売春規定のすべてを執行することが人身取引を撲滅する努力になると信じているように見受けられる。同法の立法後、カンボジア警察は、数多くの買春宿を捜索し、売春していた多くの女性を勾留する一方、数多くの人身取引犯を逮捕、取調べ、起訴することはしなかった。そのうえ、勾留されていた女性のなかには人身取引被害者も含まれていた可能性があるにもかかわらず、警察に被害者を判明し、支援し保護しようとする姿勢がみられなかった。

2007年に、プノンペン市裁判所が人身取引犯52人の有罪判決を出したのに比べ、2008年には11人を有罪とする判決を下し、22人の犯罪者の訴追を開始したにすぎなかった。本報告期間、人身取引罪より刑の軽い罪で人身取引犯が起訴された裁判がいくつかあった。カンボジア警察は、本報告期間中41人の人身取引犯を逮捕したと報告した。しかし警察は、NGOによる調査によって人身取引に関わっていると見られるプノンペン、シェムリアップおよびシアヌークヴィルにある娯楽施設を必ずしも追跡捜査したわけではなかった。人身取引取締り、撲滅に向けての法執行官および政府役人の取り組みは全般的に無力であるとの報告もある。内務省は新法である人身取引・性的搾取取締法について何人かの警察官に訓練をおこなった。

カンボジア人移民がマレーシアなどの出稼ぎ先で搾取的状況におかれ人身取引被害者となった例も報告された。カンボジア政府が、労働搾取の人身取引に関与したとされる労働者斡旋者を起訴したり有罪としたりしたとの報告は一切ない。

2008年4月から同年11月まで、政府は、カンボジア人女性が人身取引の被害者になりやすいとの懸念から、国際結婚による人身取引を防止するために、カンボジア人と外国人とのすべての国際結婚を禁止した。

しかし、汚職はカンボジアに蔓延している。警察及び法執行を担う役人を含む多くの個人が直接的にも間接的にも人身取引に関与していると、広く信じられている。地元の警察や政府の役人が、売春宿の経営を目こぼしするために、売春宿から金銭を強要したり賄賂を受け取ったりする。毎日金が受け渡しされているところもある。

2008年9月プノンペン市裁判所は、証拠不十分を理由に、控訴裁判所長の事件を却下した。当該被告は、申し立てによれば過去に人身取引罪で有罪とされた買春宿経営者2人を30,000ドルの受取と引き換えに釈放したかどにより、2007年に裁判所長職から解任されていた。この買春宿の経営者らはのちに再逮捕され刑務所に入れられている。当該前控訴裁判所長は、その後、平（ひら）の政府職員の地位に降格され捜査は続いている。当該報告期間中に2人の入管警察官が汚職のため免職されたが、彼らが他の役職につくことを許されたかどうかは定かでない。政府職員が人身取引にかんする共犯で起訴されたり有罪とされたりしたケースはなかった。

## 保護

カンボジア政府は、本報告期間、被害者の保護にかんして改善の努力はしなかった。政府は、被害者のシェルターを運営しなかったし被害者に向けた特別の支援も行わなかった。政府は引き続き被害者をNGOのシェルターに送るだけで、政府自ら支援を提供することは

なかった。カンボジアでは外国人被害者としてはベトナム人だけが知られている。外国語能力の欠如のため、ベトナム人被害者に対して適切なケアを提供することのできる NGO の数は限られているが、被害者らは NGO のシェルターに一時的住居を提供され、送還を待つ間に法的、教育的およびカウンセリングのサービスを受ける。売春をしたために勾留された女性が NGO からの支援を受けることもあるが、警察によって売春宿の経営者や親に引き渡されて再び売春宿に戻ってしまう女性もいると報告されている。社会福祉・退役軍人・少年更生省の更生センターで働く警察官および守衛が、売春宿の捜査によって救助された女性を強かんしたり殴打したり金銭を強要したりしたとの報告もある。人身取引・性的搾取取締法は人身取引被害者の保護にかんする全般的規定がない。被害者は、警察から人身取引犯の捜査や訴追に参加するよう促されるが、買春宿の経営者や買春仲介者からの脅迫、犯人からの報復に対する恐怖、または警察の汚職によって、証言することを妨げられている。警察、裁判所の役人および裁判官は、多くの場合、捜査、勾留および公判中に被害者を犯罪者から隔離することを怠っている。外国人ペドファイルが被害者やその家族に金銭を払うことによって、法執行官や NGO に対する被害者らの協力をやめさせることもある。

また政府は、被害者（人身取引犯の訴追に協力する被害者を含む）を証人として保護していない。シアヌークヴィルでの人身取引事件で、ペドファイルと疑われる者とその女友達（人身取引の容疑者）が保釈金を払い刑務所から釈放された後、被害者の家族を脅迫し、被害者を自分たちに戻すよう要求した。被害者は民事裁判を起し彼ら人身取引犯に求償する機会もあったが、ほとんどの被害者はその資力も手段ももたない。

2008 年には、社会福祉・退役軍人・少年更生省はタイに人身売買されたとされるカンボジア人被害者 101 人をポイペトにある同省と IOM が共同で運営するトランジット・センターに収容した。同省の報告によれば、地元の警察から性的人身取引の被害者合計 505 人の照会があったが、UNIAP によれば 505 人のうちの多くは自発的に売春をしていた女性であり、人身取引の被害者ではなかった。

## 防止

人身取引を防止するカンボジア政府の努力は、昨年は限定的なものであった。政府は、カンボジア人およびアジア人ペドファイルによる子ども買春に対する著しい需要を減らす目的でいくつかの啓発キャンペーンを実施した。

2008 年 3 月人身取引取締防止のための国家タスクフォースは、全国的な人身取引取締キャンペーンを展開し、カンボジアの 5 つの州において公開フォーラムを通じて人身取引に関する国民の対話を開始し、同年 7 月まで続けた。公開フォーラムによって地域社会に、新法である人身取引・商業的性的搾取取締法、人身取引の形態や新しい傾向について情報が

提供された。観光省は、子ども買春ツアーへの関与は刑罰に処されることを警告する広報を観光案内書に掲載することについて、引き続き NGO と協力した。また同省は、人身取引や旅行者による子どもにたいする商業的性的搾取のケースをどのように見つけ介入するかについて、接待業経営者や従業員に向けてワークショップを引き続き開催した。

政府はカンボジア人の子どもを性的に虐待した外国人 6 人を有罪とする一方で、外国人ペドファイルに対する禁固刑判決を停止するという事件が 2 つ報告された。そのひとつは、審理前に 6 か月勾留されていたロシア人ペドファイルが保釈中に国外逃亡するという事件だった。平和維持軍に参加するカンボジア軍は派遣前に人身取引にかんする訓練を受けた。

(訳：シーライツ・ボランティア)